

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>太陽光発電設備は、建築基準法上の工作物には当たらないため、同法の規制は勿論のこと、都市計画法の規制も受けず、その設置に関する規制については、直接的な法規制がない状況である。</p> <p>そのため、当市においては、再生可能エネルギー推進の立場もあることから、再生可能エネルギーの利用推進を図ることとの整合や、周辺環境に配慮し秩序ある開発を促す意味において、太陽光発電設備を設置するための技術的基準を含めた、“設置のためのルールや手順”を規定した、「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を昨年10月に施行した。</p> <p>現在、市内3か所の太陽光発電設備建設計画について、その建設計画が土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域の、直上流部及びその周辺部で計画されているため、これらに起因した災害発生を危惧し、地元住民による建設反対運動が展開されている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、建築基準法、土砂災害防止法、環境影響評価法、長野県環境評価条例、環境基本法、長野県環境基本条例、森林法</p>